

奈良県広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第 1 6 号

奈良県広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

奈良県広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（令和 7 年 2 月条例第 2 4 号）第 2 条第 3 号の規定により職員が職務に専念する義務を免除されることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職務に従事する場合
- (2) 企業団の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その職務に従事する場合
- (3) 職務の遂行上必要な国又は地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合
- (4) 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるため、当該職員が適宜休息し、又は補食する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める場合

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。